# 羽島北高等学校 いじめ防止基本方針

# I いじめ防止に関する基本的な考え方

### 1 基本理念

いじめは他者の人権を侵害する問題行動であるとともに、被害生徒の人格形成に悪影響を与える。さらに 悪質・重大な事案では、その生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れもある。

いじめは絶対に許されないという認識のもと、いじめの防止に向けて万全の対策を講ずるとともに問題発生の際には適切に対応し、それらによって、自他を尊重してより良い人間関係を築く態度を醸成し、健全な人格の育成に寄与するものとする。

# 2 いじめ及びいじめ解消の定義

当該生徒が、一定の人的関係にある他者から受ける心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上で行われるものやけんか等を含む)により、心身の苦痛を感じている場合、その行為をいじめという。

また、いじめの解消とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続しており、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できたことをいう。

### 3 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、学校の内外を問わず起こりうるものである。とりわけ仲間はずれや陰口によって一人の生徒を孤立させるような行為は、暴力を伴ういじめとともに、その生徒の内面や身体に深刻な事態を及ぼすことがある。また、いじめは、加害者と被害者という二者の関係だけではなく、それら生徒を取り巻く傍観者の存在にも注意を払う必要がある。いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、集団全体にいじめは絶対に許されないという雰囲気を醸成することが重要である。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

# 4 いじめ防止対策の基本姿勢

- (1)いじめの未然防止
- ・いじめは重大な人権侵害ととらえ、学校教育全体を通じて「いじめは人間として絶対に許されない」行為 であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ることなど について、いじめの法律上の扱いを学ぶ取組を行う。
- ・自他を尊重しあう態度を養うことや、生徒同士のコミュニケーションを図る能力を育てることにより、集団としていじめを許さない、防止する雰囲気作りに努める。

- ・学級活動、学校行事やボランティア活動、MSリーダーズの活動等に積極的に取り組むことにより自己有用感や自己肯定感を持てるようにする。
- ・生徒が悩みごとなどを気軽に相談できるような支援体制をつくるとともに、学校外の相談窓口などを積極的に情報提供する。
- ・生徒に関わる情報の収集に努め、家庭や外部機関と組織的に連携・協働する体制を作り、生徒を見守り 支援していく。
- ・教職員の共通認識、情報共有に努め、教職員に対する研修を実施する。
- ・教職員はいじめが生まれる背景を十分に踏まえ、学校として特に配慮が必要な生徒について、適切な支援と周囲の生徒に対する適切な指導を組織的に行う。
- ・いじめ防止対策のため、「学校いじめ防止プログラム」(※別紙1)を定める。

### (2)いじめ問題等の早期発見

- ・いじめ問題には、初期の段階で適切に対応することが重要であるという観点に立ち、全職員が一丸となって組織的に早期発見に努める。
- 生徒が示す些細な変化を見逃さず、教職員がそれらの情報を共有して組織的に対応できるようにする。
- ・年に3回(6月・10月・2月)、いじめ迷惑調査を実施することにより、いじめの早期発見に努めるとともに、 人間関係の悩みや日常生活における心配や不安について把握するよう努める。
- ・定期的に行われる個人懇談や保護者懇談で、生徒や保護者から人間関係等についても聞きとり、いじめ に関わるような内容がないか注意を払う。
- ・些細なことでもいじめの疑いがある場合は、対象生徒に対する迅速な状況把握・安全確保に努める。

#### Ⅱ いじめ防止のための組織

#### 1 組織

いじめ防止に対する取り組みは学校教育全体を通して行うものであるが、校務分掌においては特に 生徒指導部が中心となってこれを計画・実施する。また、外部委員を含めた「いじめ防止等対策検討 会議」を設置し、第三者の助言を得る。

#### 2 いじめ防止等対策検討会議

### (1) 構成員

弁護士、臨床心理士、PTA代表、地域代表 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、養護教諭、必要に応じ関係職員

# (2)役割と運営

- ・年2回(6月と2月)いじめ防止等対策検討会議を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について 第三者から意見を聞き、その充実を図る。
- ・重大な事案が発生した場合には臨時に開催し、その対応について第三者の助言を得る。

### Ⅲ いじめ問題の対応

### 1 問題発生時の初期対応

- ・いじめの疑いに関わる情報を得た教職員は、速やかに学校いじめ対策組織(学年主任や生徒指導主事等)に報告し、管理職と情報を共有しながら、組織的に対応する。
- ・いじめ問題が発生した場合には、詳細な事実確認に基づき、被害生徒の保護を最優先にしながら、対象生徒、関係生徒や保護者の立場に配慮して対応する。
- ・法に触れる行為など重大な事案に対しては、早期に行政機関、警察等に相談・協力要請をする。
- ・必要に応じ、スクールカウンセラーや臨床心理士などに相談・協力要請をする。

# 2 発生後の対応順序

- ・被害者、加害者及び傍観者も含めた関係生徒等への聞き取り等による事実関係の詳細把握 (複数の教員で関係生徒から個別に迅速かつ詳細に聞き取る)
- ・被害生徒の心身のケアを最優先に対応(必要に応じて専門家によるケアを要請する)
- ・関係生徒の保護者への説明(事実確認、支援・指導の方針や方策)
- ・加害生徒及び関係生徒への指導(成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮するするとともに、加害生徒には心から謝罪できるよう指導する)
- ・必要に応じスクールカウンセラーや県のサポート事業、警察等に相談、協力要請する。
- ・経過の見守り(関係生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導)
  - ※3ヶ月間は該当生徒から定期的に状況を聞き取るなど、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題 の再発を防ぐ活動を継続して行う。
- ・記録(報告書)の作成(経過、背景、対応、結果等)
- ・いじめへの具体的な対応を円滑に行うため、「いじめ事案対処マニュアル」(※別紙2)を定める。

## 3 重大事態と判断された時の対応

- (1)対応順序
- ・管理職が県教育委員会(地域担当生徒指導主事を含む、以下「県教委」とする)へ第一報の連絡をする とともに、その後は状況に応じて協議、経過報告をする。
- ・県教委へ報告したうえで、事実関係を明確にするためのその後の詳しい調査の実施や対応について、 学校主体か県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に対応と援助を求める。

#### (2)対応の留意点

・児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校や教職員が持つ情報により「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」などと先入観を持つことが決して無いよう、申し出側の心情にしっかりと寄り添うとともに、学校が把握していない極めて重要な詳細かつ具体的な情報を収集するよう慎重に聞き取りや調査等に当たる。

#### (3)対応組織の編成

- ・管理職を中心に当該案件に関わる教職員を整理するとともに、外部との連絡窓口を一本化する。
- ・いじめ防止等対策検討会議を状況に応じて開催し、外部委員の意見を参考にするなどして、対応方法等について検討する。
- ・いじめ防止等対策検討会議の構成員に、さらに必要な第三者(臨床心理士、弁護士や警察関係者など)を県教委に協議の上で加えることができるものとする。その際、メンバーは当該案件と人間関係や利 害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。

### (4)調査における注意事項

- ・県教委と詳細にわたって連携、協議し、対応を進める。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を理由に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を迅速かつ詳細に調査し、可能な限り明確にする。
- ・学校にとって不都合な状況があっても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する 等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委に協議したうえで、関係 生徒及びその保護者に対して、事実関係等の情報を提供する。

#### 4 情報等の取扱い

(1)資料の保管について

アンケートの質問票の原本等の一次資料、並びにアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、保存期間を卒業後5年とする。

(2)心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価(アセスメント)するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。